平成２２年（フ）第５２９号
奈良市六条西４丁目５番５―202号
債務者　馬渕　美恵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８２号
徳島県阿波市市場町大俣字宇佐165番地５
債務者　安藝　和美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９０号
徳島県小松島市金磯町９番45―９号
債務者　實川　　彰
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０５号
徳島県徳島市末広２丁目１番23―503号
債務者　土井　茂美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１６号
徳島県徳島市城南町１丁目９―21―202
債務者　内藤　俊雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２６号
徳島市明神町２丁目１番地の６
債務者　入江　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
福島県いわき市小名浜玉川町東２番地の８―２号、前住所福島県いわき市小名浜大原字中野地62番地の５　あかしやハイツ103
債務者　平石　有子（旧姓西山・江面）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２２７号
福島県いわき市常磐湯本町高倉44番地の５　ＫＥＮハイツ105、前住所茨城県小美玉市高崎2016番地４　ピュアハイツ川口101号
債務者　大竹　絵美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２２８号
福島県いわき市内郷綴町一之坪58番地　シャトリエⅢ―Ｅ
債務者　長谷川　敦
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７５号
富山市今泉30番地１　メゾン今泉301号
債務者　的場利栄子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８９号
広島県福山市西新涯町１丁目17番10号
債務者　小川　千尋
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６１号
高知県土佐清水市中浜712番地２、旧住所高知県土佐清水市中浜699番地１
債務者　和泉　静夫
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６３号
高知県四万十市田野川甲2123番地
債務者　山本真一郎
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第７１号
高知県宿毛市松田町５番２号
債務者　宮地二三吉
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第７３号
高知県四万十市古津賀3773番地３、旧住所高知市春野町弘岡中172番地
債務者　齊藤　一志
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１７１号
山口県周南市遠石１丁目８番29号、前住所広島県広島市中区舟入南３丁目19番７―204号
債務者　山﨑　厚子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８１号
山口県光市浅江７丁目16番１―405号
債務者　川﨑百合江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部